

多賀城市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年9月7日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査結果の報告日
平成29年7月25日（火）
- 2 措置状況の報告があった日
平成29年8月9日（水）
- 3 監査結果の報告内容及びそれに対する措置
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年6月28日
- 3 監査対象部署 社会福祉課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■国庫補助金の歳入調定について 臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業費補助金について、交付決定の通知を受けて歳入調定を行っているが、年度末において変更交付決定の通知が無いにもかかわらず歳入の増額調定を行っているものが見られた。多賀城市会計規則第12条第1項に基づくと、国庫補助金の歳入調定時期は交付決定の通知があったときである。同規定に沿って適切な歳入調定を行われたい。</p>	<p>1 是正内容 当該歳入調定については、市長公室財政経営担当に確認し、明許繰越に係る必要な処理とのことで行ったものであったが、本指摘事項を踏まえ、改めて市長公室財政経営担当に確認したところ、交付決定された金額で歳入調定すべきであるとの見解が示された。そのため、会計課に依頼し、当該歳入調定について削除の処理を行った。</p> <p>2 今後の対策 多賀城市会計規則を再度よく確認するとともに、適切な事務処理を心がけ、同じ誤りが起きないように、課内でも周知徹底する。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	平成29年6月12日
3 監査対象部署	生活支援課
4 措置状況	

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■旅費の支給について</p> <p>宿泊を伴う研修参加に係る旅費について、多賀城駅から研修会場までの交通費を鉄道賃として支給しているが、これに加えて研修会場から同一地域内にある宿泊先までの交通費についても鉄道賃として別途支給していた。旅費条例第25条では、「在勤地等以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃を支給しない」と規定されている。同規定に基づくと、研修会場から宿泊先へ移動する交通費については日当でまかなうべきものであり、鉄道賃を別途支給するべきものではない。</p>	<p>1 是正内容</p> <p>当該旅費については、旅行命令簿起票時に会計課と事前協議を行った上で命令・支給したものであったが、本指摘を踏まえ、あらためて会計課及び総務部総務課に確認したところ、指摘のとおり「研修会場から宿泊先までの交通費は支給すべきものではない」との見解を得たことから、支給済旅費40,200円のうち不適切な支給であった280円について、旅行した職員から返還を受けることとした。</p> <p>なお、当該旅行(平成28年度全国生活保護査察指導員研修会)は、平成28年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による補助事業(10/10)であることから、精算行為については宮城県に報告・協議しながら行っていくこととする。</p> <p>2 今後の対策</p> <p>課内会議において本指摘事項の内容を共有し、以後同様の誤りが発生しないよう周知徹底する(平成29年8月8日実施予定)。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	平成29年6月6日
3 監査対象部署	保育課
4 措置状況	

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■職員の時間外勤務手当について 休日勤務に伴う時間外勤務手当の支給誤り1件</p>	<p>1 是正内容 支給誤りのあった休日勤務に伴う時間外勤務手当について、平成29年6月6日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、平成29年6月分の給料支給の際に支給する手続を完了した。(平成29年6月21日支給済)</p> <p>2 今後の対策 今後の対策として、時間外勤務命令時、庶務管理システムへの入力時及び勤務状況報告書作成時に、それぞれ勤務を命ずる者、勤務を命ぜられる者及び庶務担当者が確認することとし、複数人及び複数段階での確認を行うことで誤りを防止する。 なお、本件支給誤りについては、今後同様の誤りが生じることのないよう、平成29年6月8日開催の課内会議において所属職員全員に対し休日勤務時の時間外勤務手当等の支給区分について周知徹底した。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年6月1日
- 3 監査対象部署 介護福祉課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■督促手数料及び延滞金の歳入調定について 介護保険料の督促手数料及び延滞金について、収入されているにもかかわらず歳入調定が行われていないものが見られた。速やかに歳入調定を行われたい。</p>	<p>1 是正内容 介護保険料の督促手数料及び延滞金について、平成29年3月31日付けで歳入調定を行った。</p> <p>2 今後の対策 本処理は毎月末日に行われるものであることから、スケジュール表に記載して管理することにより、担当者が適切に事務処理を行うようにした。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年7月10日
- 3 監査対象部署 都市計画課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■国庫補助金の歳入調定について</p> <p>社会資本整備総合交付金について、年度当初の交付決定の通知を受けて歳入調定を行っているが、年度末において変更交付決定の通知が無いにもかかわらず歳入の減額調定を行っているものが見られた。多賀城市会計規則第12条第1項に基づく、国庫補助金の歳入調定期間は交付決定の通知があったときである。同規定に沿って適切な歳入調定を行われたい。</p>	<p>交付決定額と納入済額(平成28年度分)及び繰越承認額(平成29年度への繰越分)との差額にかかる歳入調定の減額について、取り消す手続きを平成29年7月14日に行った。</p> <p>今後補助金の歳入調定を行う際は、交付決定の写しを添付することで、多賀城市会計規則に基づいた適切な処理となるよう徹底する。</p>
2	指摘事項	<p>■市営住宅使用料の歳入調定について</p> <p>市営住宅使用料については、年度当初に年額分の歳入調定を行っているが、調定金額の明確な根拠となるものが添付されていない。</p> <p>多賀城市会計規則第10条第2項には、「調定の決議には調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添えなければならない」と規定されている。同規定に沿って適切な歳入調定を行われたい。</p>	<p>住宅毎の年額一覧表と4月1日現在の入居者データを平成29年7月13日に添付した。</p> <p>調定の際は、積算根拠資料を添付し、会計規則第10条第2項の規定に基づいた適切な事務処理を徹底する。</p>
3	指摘事項	<p>■職員の時間外勤務手当の支給について</p> <p>同一支給割合で複数科目から時間外勤務手当を支給しているものについて、各科目における勤務時間数の端数処理を誤ったために、時間外勤務手当の支給時間数を誤ったもの1件</p>	<p>平成29年7月21日に、勤務状況報告の修正を総務課へ提出した。</p> <p>端数処理についての確認を課内で徹底する。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- | | |
|----------|-----------|
| 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 2 監査実施日 | 平成29年7月6日 |
| 3 監査対象部署 | 市街地整備課 |
| 4 措置状況 | |

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■国庫補助金の歳入調定について 社会資本整備総合交付金について、年度当初の交付決定の通知を受けて歳入調定を行っているが、年度末において変更交付決定の通知が無いにもかかわらず歳入の減額調定を行っているものが見られた。多賀城市会計規則第12条第1項に基づくと、国庫補助金の歳入調定時期は交付決定の通知があったときである。同規定に沿って適切な歳入調定を行われたい。</p>	<p>交付決定額と納入済額(平成28年度分)及び繰越承認額(平成29年度への繰越分)との差額にかかる歳入調定の減額について、取り消す手続きを平成29年7月14日に行った。 今後補助金の歳入調定を行う際は、交付決定の写しを添付することで、多賀城市会計規則に基づいた適切な処理となるよう徹底する。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年6月29日
- 3 監査対象部署 道路公園課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■多賀城駅自転車等駐車場使用料について 多賀城市自転車等駐車場管理規則に定める使用料の返還事由に該当しないにもかかわらず、使用料を返還しているものが見られた。 使用料の返還にあたっては、同規則に基づいて適切に執行されたい。</p>	<p>多賀城市自転車等駐車場管理規則を良く理解し、今後、当該使用料を返還する際には適正に処理を行います。</p>